

第5章 事後調査の計画

第5章 事後調査の計画

5.1 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定結果は表 5-1、及び事後調査予定地点は図 5-1(1)～(5)、事後調査工程は表 5-2 に示すとおりである。

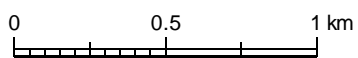
表 5-1 事後調査項目の選定結果

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	事後調査項目選定結果
大気質	工事	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	○
	存在・供用	施設の稼働	○
		自動車等の走行	○
騒音・低周波音	工事	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	○
	存在・供用	施設の稼働	○
		自動車等の走行	○
振動	工事	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	○
	存在・供用	施設の稼働	○
		自動車等の走行	○
悪臭	存在・供用	施設の稼働	○
		自動車等の走行	×
水質	工事	造成等の工事	○
土壌	工事	造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	○
動物	工事	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	○
		造成等の工事	○
	存在・供用	施設が存在	○
植物	工事	造成等の工事	○
	存在・供用	施設が存在	○
生態系	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	施設が存在	○
景観	存在・供用	施設が存在	○
自然とのふれあいの場	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	施設が存在	×
施設の稼働		×	
日照障害	存在・供用	施設が存在	×
電波障害	存在・供用	施設が存在	×
廃棄物等	工事	造成等の工事	○
	存在・供用	施設の稼働	○
温室効果ガス	工事	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	○
	存在・供用	施設の稼働	○
		自動車等の走行	○



【凡例】

- 計画地
- 関連車両の主な走行経路(工事中、供用後)
- 工事中の一般環境大気質(二酸化窒素、降下ばいじん)、
供用後の一般環境大気質(降下ばいじん)
- 供用後の一般環境大気質(二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、塩化水素、
水銀、ダイオキシン類、粉じん)
- 工事中及び供用後の地上気象
- 工事中及び供用後の沿道環境大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質、炭化水素、
降下ばいじん)



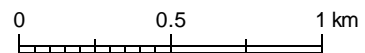
資料) 国土地理院 1/25,000 地形図より作成

図 5-1(1) 大気質及び気象の現地調査地点図



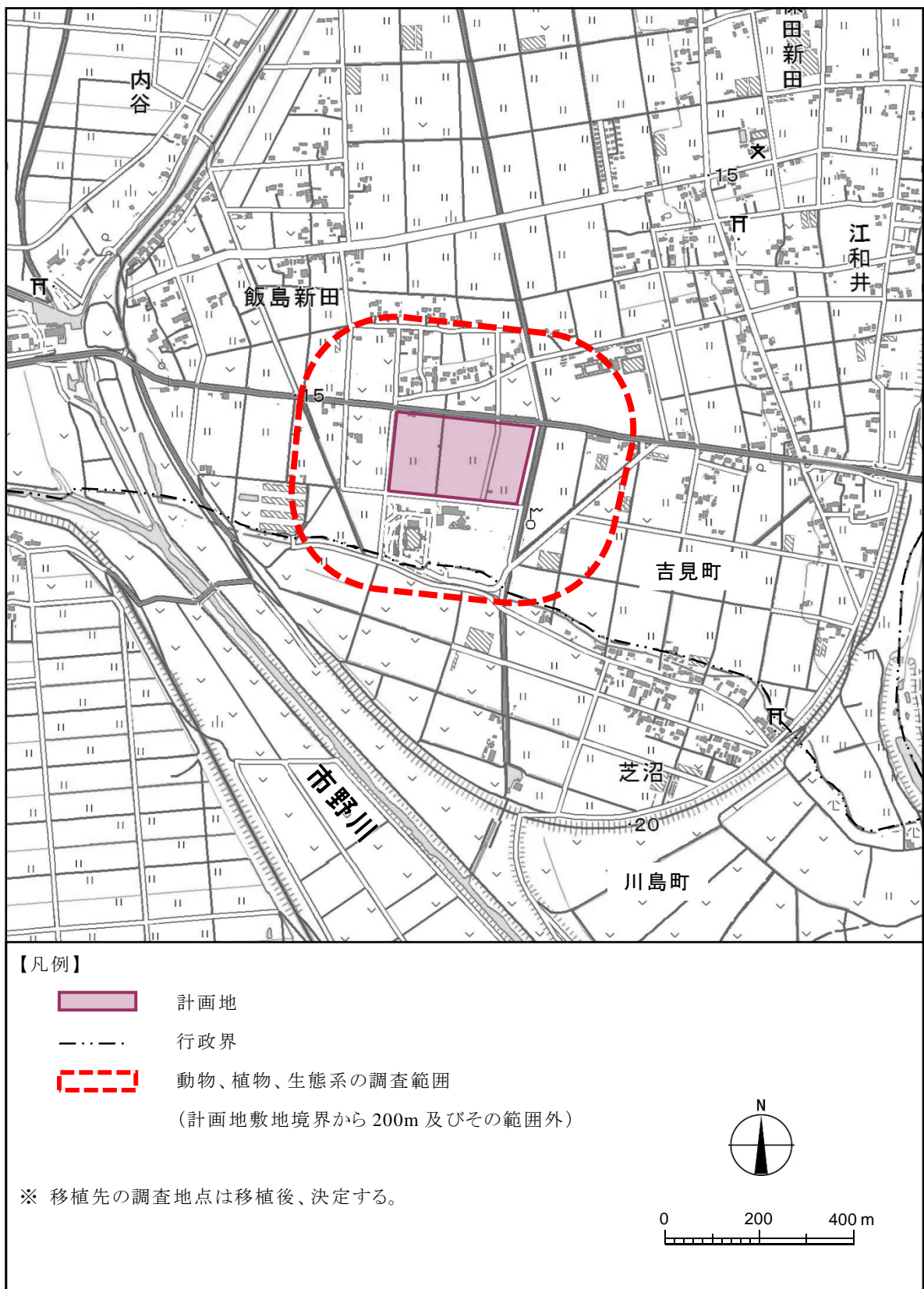
【凡例】

- 計画地
- 行政界
- 関連車両の主な走行経路(工事中、供用後)
- 供用後の悪臭(臭気指数、特定悪臭物質濃度 22 項目)
- 供用後の悪臭(臭気指数)、土壌(ダイオキシン類)
- 工事中の水質(水素イオン濃度、浮遊物質濃度、流量等)
- 供用後の土壌(土壌汚染に係る環境基準 29 項目及びダイオキシン類)



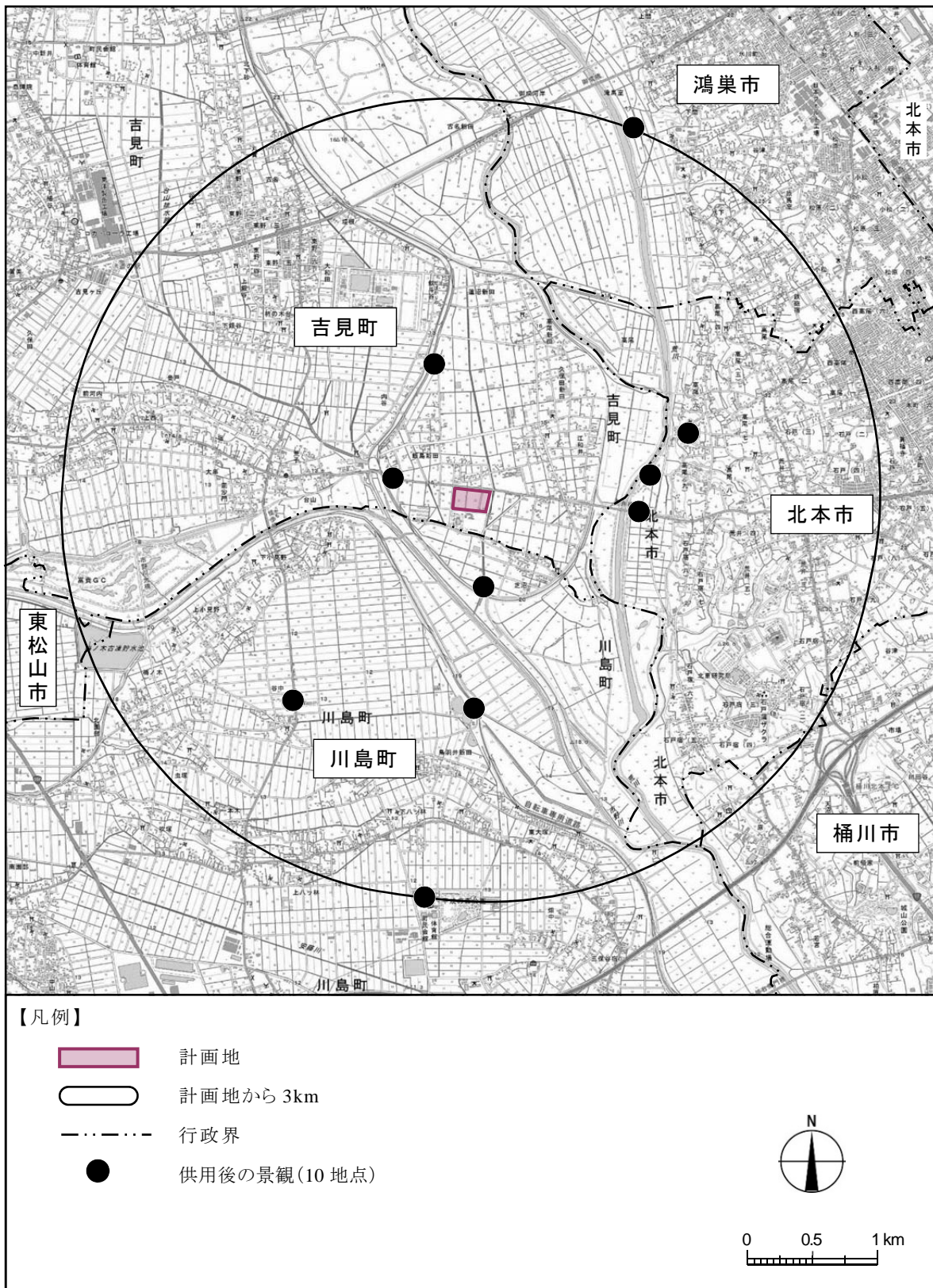
資料) 国土地理院 1/25,000 地形図より作成

図 5-1(3) 悪臭、水質及び土壌の現地調査地点図



資料) 国土地理院 1/25,000 地形図より作成

図 5-1(4) 動物、植物及び生態系の現地調査地点図



資料) 国土地理院 1/25,000 地形図より作成

図 5-1(5) 景観の現地調査地点図

5.2 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、測定データを検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査を行うこととする。

その結果、環境影響が本事業に起因すると判断された場合は、事業者である埼玉中部資源循環組合が主体となり、改善のための措置等を検討するものとする。

5.3 事後調査を実施する主体

事後調査は、都市計画決定権者である吉見町が実施する。